

平成 2 0 年度第 1 回

# 札幌市障害者施策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 0 年 4 月 2 2 日 ( 火 ) 午後 2 時開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6 階 北会議室

## 1. 開 会

事務局（森下障がい福祉課長） 皆様、こんにちは。障がい福祉課長の森下でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから、札幌市障害者施策推進協議会を開催いたします。

なお、本協議会は会議を公開しており、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。

傍聴される方につきましては、資料はお配りしておりますが、発言はできませんので、よろしくお願いいいたします。ご意見等がございましたら、配付しております意見書に記載され、会議終了後、事務局に提出していただきたいと存じます。

それでは、まず初めに、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。担当係長からご説明いたします。

事務局（吉井事業計画担当係長） 障がい福祉課の吉井と申します。

私の方から、お手元の資料についてご説明いたします。

まず最初に、A 4、1枚物の協議会次第という資料、あと委員の皆様には委員名簿をお配りしております。議題に関する資料ですけれども、まず議題1 障がい福祉計画についてというA 4横の6枚ある物の資料をまず一つ配っております。二つ目として、議題2 交通費助成制度についてということで、これはA 4縦の9ページ物の資料と、あと別冊の資料として、アンケート調査結果の冊子をお配りしております。それから議題3 障がい者に対する支援体制の強化についてという資料として、こちらの縦の資料ですけれども、A 4の資料と3枚目がA 3判になっている3枚物の資料という形になっています。最後に、本日は多分ご議論いただけないと思いますけれども、障がい者による政策提言サポーターの平成19年度提言書がことしの2月に出されていますので、参考にお配りしております。

皆様のお手元の資料に関しまして、乱丁、落丁、または配られていない資料等がありましたら、お手数ですが、お知らせいただければと思います。

よろしくお願ひします。

事務局（森下障がい福祉課長） 資料の方、よろしかったでしょうか。

## 2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（森下障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の岡田からごあいさつ申し上げます。

事務局（岡田障がい福祉担当部長） 障がい福祉担当部長の岡田でございます。

本日は、年度初めの大変お忙しい中を、障害者施策推進協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますこと、心からお礼を申し上げます。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関でございますので、委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉に携わってこられた豊かなご経験を踏まえ、本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

本日の会議では、まず障害者自立支援法を円滑に実施し、計画的にサービス基盤を整備していこうという障がい福祉計画につきましてご審議いただきます。平成21年度から始まる第2期の計画の策定に関しまして、まず現状の状況を簡単にご説明させていただき、計画の策定方針などに関してご意見を賜りたいと考えております。

次に、昨年度もご審議いただいたところですが、障がい者交通費助成事業につきまして、アンケート調査の結果などを受けて、事業の見直し案を作成いたしましたことから、この見直し案についてご審議いただきたいと考えております。この見直し案については、既にいろいろご意見を広くお寄せいただいておりますけれども、本協議会において事業のあり方を含め、委員の皆様の率直なご意見を賜りたいと存じます。

三つ目の議題といたしましては、最近、特に障がい福祉行政に関しまして、市の対応のおくれやサポートが十分にできなかったといった事例が続きましたことから、市民の期待にこたえられる福祉職場づくりが喫緊の課題となっております。そこで、障がいのある方の人権を尊重し、地域生活を支えていくために、どのような支援体制が必要なのか、方針案を策定しているところでございます。これについて、現在、まだ案の段階でありますけれども、委員の皆様から忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えております。

最後になりますが、今年度は障害者自立支援法の施行後3年の見直しの議論も本格化いたしますし、今回議題とさせていただいております第2期障がい福祉計画の策定作業も進めていくこととなります。また、交通費助成事業につきましても、さらに市民の皆様からのご意見もちょうだいしながら検討を進めてまいりたいと考えております。これらの項目を初めとする障がい福祉の重要課題につきましては、随時この協議会においてご審議いただくことになるかと思っておりますので、今後とも活発なご議論をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

### 3. 委員紹介

事務局（森下障がい福祉課長） それではここで、委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたいと存じます。

今回、2人の委員が新たに加わっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、名簿の上から6番目の大西洋一委員でございます。

また、本日はご欠席でございますが、名簿の上から2番目の遠藤英一委員も新たに委員となられております。

なお、本日は、遠藤委員のほか、委員名簿の上から5番目の大友委員、それから10番目の坂田委員、11番目の佐々木委員、14番目の田中委員、20番目の渡辺かおる委員の6名が、残念ながら都合により欠席されております。

本日、ご出席の皆様につきまして、私の方から所属とお名前についてご紹介させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員名簿の順にご紹介させていただきたいと存じます。

まず、北海道精神保健推進協会顧問の伊東嘉弘様です。

札幌市中途難失聴者協会会長の扇谷明美様です。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部長の大滝和子様です。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の大西洋一様です。

札幌市精神障害回復者クラブ連合会会長の河西明様です。

札幌市民生委員児童委員協議会の川端光枝様です。

札幌市身体障害者福祉協会会長の神田直也様です。

札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤義夫様です。

知的障害者更生施設石山センター施設長の芝木厚子様です。

札幌公共職業安定所所長の中村隆司様です。

重症心身障害児施設札幌あゆみの園施設長の西野千郷様です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の野宮幸様です。

札幌市医師会精神科医会会長の花井忠雄様です。

札幌肢体不自由児者父母の会副会長の渡辺あや子様です。

以上、14名の委員の皆様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後の進行につきましては、伊東会長にお願いしたいと存じます。

それでは、伊東会長に、一言、ごあいさつをいただきたいと存じます。

伊東会長 伊東でございます。

ただいま市役所に参る間に、何となくほのぼのとした気持ちになってまいりました。会議はかなり緊張するとは思っていたのですが、なぜほのぼのするのかなと思っていましたら、桜が咲いていました。2分、3分でしょうか、2週間ぐらい早いそうですけれども、大変いい季節になって、特に私ども北海道、札幌市に住む者にとっては一番いい季節なのかなというふうに思います。わくわくする季節だと思います。そんなことを考えながら、市役所に参りました。

これからご説明いただきますが、表題をお示しいただきましたけれども、いろいろ資料をいただいて眺めてみると、非常にアップ・ツー・デートなこともあるし、長年かかってもなかなかうまくいかないなんていうようなこともあります。特に今、感銘を受けたのは、市の皆さんが福祉を把握して手を打つのに、もっと効率的にやるためにはどうするかなんてことを内部でお考えになっていますということは大変すばらしいことでして、ぜひ

成功していただきたいというふうに考えているところであります。

しかし、諸般の事情いろいろございますが、我がふるさと札幌市が福祉の面で豊かなものを築き上げるのに、私どもの力が少しでも役に立てばと思っているわけですが、皆さんもどうぞお忙しいところでしょうけれども、きょうこの時間は札幌市の福祉のために日ごろのことを忘れて一緒に専念してみてもどうかというふうに思います。

つたない会長ですけれども、昨年、谷中会長さんから、何もわからずやみくもに引き受けたのですけれども、大変なことになったと思いながらここに座っています。どうか皆様のお力で、余り粗相のないようにきょうの会議が進むことをお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ってまいりたいと思います。

まず、議題1 障がい福祉計画についてでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（吉井事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長の吉井と申します。

私の方から、一つ目の議題についてご説明させていただきます。

議題の一つ目であります障がい福祉計画について、お手元にお渡しした議題1と書いてある資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。

障がい福祉計画は、ご存じのとおり、障害者自立支援法の規定に基づく計画ということでありまして、障がいのある方の自己決定と自己選択を尊重しつつ、地域での生活を支えていくために必要となるサービス基盤を、計画的かつ円滑に整備していくというものでありまして、障がい福祉に関する基本計画であります障害者保健福祉計画の実施計画という位置づけになります。

資料の最初の表紙を1枚めくっていただいて、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

ここの第2期障がい福祉計画の策定に向けてと表題してあるものですけれども、これは平成20年3月5日に行われました厚生労働省主催の障害保健福祉関係主管課長会議で出された資料をもとに作成したものです。上の角が丸くなっている四角の部分と、左下の四角の部分、主管課長会議で厚生労働省から示されたものです。右下の点線で囲まれている部分に関しては、それを受けて札幌市が2期計画をつくるのにどんなことをしなければならないかという概略を書いたものになっています。

障がい福祉計画というものは、3年を1期として3年ごとのサービス見込み量や見込み量確保のための方策というものを定めているものになりますが、現在執行されている昨年の9月にもご説明いたしました第1期障がい福祉計画については、この計画期間が平成18年度から平成20年度までのものでありまして、ここの一番上に書いてあるとおり、平成21年度からは第2期の計画がスタートするということになります。したがって、今年度中に第2期の計画を策定しておく必要があるということでございます。

この第2期の計画策定に当たっては、左下の四角で囲ってある部分に書いてありますよ

うな三つの点に留意して計画を策定していかなければならないというふうにされています。その一つ目ですけれども、これはサービス基盤の整備につなげるという視点であります。これはどういうことかという、単純にサービス見込み量に現在値の伸び率を掛けて機械的に算出するというようなことではなくて、その地域地域、札幌市でいうと札幌市で抱えている問題は何か、障がいのある方が地域で生活するためにはどんなことが必要かなどを把握分析して、これを解決するためにでは具体的にどのようにサービス基盤を整備していかなければならないかということをはっきりと明らかにして、それを実現するためにでは具体的にサービス基盤整備をどうするかということをはっきりと明らかにしましょうというようなことでもあります。

二つ目は、都道府県が市町村と協働して圏域単位のサービス基盤を考えるという視点であります。これに関しては、一般的に障がい福祉圏域というものは30万人を一つの単位として圏域とするとされています。通常だと幾つかの市町村なりの区域が集まって1個の圏域ができるというふうになっています。例えば、札幌市の場合は当然大都市で189万人の人口がおりますので、札幌市の中に四つの圏域を設定しているということになります。ただ、当然、北海道などとの連携をとりながら、サービス基盤の整備をしていかなければならないという視点に関してはこのことと同じになると思います。

三つ目が、個々の障がい者に対してサービス相互が有機的につながる仕組みを考えなさいという視点であります。これは、単純にサービス基盤を整備すれば、それで何もかも解決するというものではなくて、個々の障がいのある方の現状とかニーズというのはそれぞれ個別にあるものですから、それを具体的に把握してさまざまある社会資源やサービスを連携させながら、その方にとって最も適切にサービスを提供していくためのネットワーク的なものというわけではないですけれども、そういうふうなうまく結びつけていくシステムというものをつくっていく必要があるというものが三つ目の視点です。

このような留意点を考慮して、札幌市においても第2期の計画をするという形になりますけれども、それに当たって札幌市でやっぴいこうと考えていることというのが、この右下の点線で囲まれている部分になります。

一つ目が、最初の方に説明したサービス基盤整備につなげるために地域で抱える問題は何かというのを把握しなければならぬという項目がありますので、既存の自立支援協議会ですとか札幌市で独自にやっている政策提言サポーター制度というような既存の制度などを活用して、障がいのある方の意見を吸い取りつつ、地域で抱えている問題点や地域に移行するために何が必要か、どこが足りないかというようなことを具体的に把握していくというようなことを考えていかなければならないという視点であります。

二つ目は、ちょっと後でご説明いたしますけれども、ことしの2月に障がいのある方や施設入所者などを対象に実態調査を行っています。その実態調査については、今、集計中ですけれども、その実態調査の結果とか第1期計画の進捗状況を通じて、どの程度サービス基盤の整備が進んでいるか、あるいは進んでいないのかというようなことを把握して、

今後どういうふうに進めていくかという方向性を検討していかなければならないという点です。

三つ目は、札幌市の中期財政見通しによりますと、今後5年間で最大273億円の財源不足が見込まれるという状況にあります。障がい福祉行政に関しても、札幌市の予算の中でやっていかなければならないものですから、限りある財源をいかに有効に活用していくことが求められるというところになります。このことから、障がいのある方の生活を支えるサービスというのをいかに効果的、効率的に提供していくのかということについても、現実的には考えていかなければならない時期に来ているというふうに思っています。

四つ目は、ここが一番難しい部分ではありますが、地域生活へ移行というのを3年来推進してきているわけですが、障がいのある方が地域で安心して生活していただくために、障がいのある方も地域の一員としてともに支え合い助け合って暮らしていける地域づくりというものを目指して、そういう仕組みをつくっていかなければならないということで、札幌市ではそれを地域福祉力を高めるといっている言い方をしていますが、地域福祉力を高めるための仕組みについても考えていかなければならないというふうに考えております。

正直なところ、まだ実際、厚生労働省とかの方から、第2期の計画策定にかかわる改正基本指針が示されておりませんので、今の段階で詳しいことはご説明できないのですが、計画策定に当たって大枠でこのようなことに留意していく必要があるのではないかとこのように考えています。

資料の2ページ目に移っていただいて、今年度中に2期計画を策定しなければならないのですが、そのスケジュール案はさっき言ったとおり現時点でまだ国の基本指針が示されていない中で、余り具体的な日程が言えないのですが、簡単にスケジュール案を説明させていただきます。

第2期の計画を策定するに当たって、一番真ん中にある大きい四角、第2期計画案作成でぼちが四つある部分なのですが、ここに書いてあるようなこと、特に23年度の数値目標、今現在でも既に数値目標を掲げていますが、その現状を見つめつつどうするのかというようなことを考えていかなければなりません。

ちなみに、23年度の数値目標につきましては、その次の3ページ目に、入所者の地域生活への移行と入院中の精神障がい者の地域生活への移行と福祉施設から一般就労への移行のこの3点について、今現在の目標を掲げていて、それに対してどの程度進んでいるのかというデータを載せています。これは前回説明したのになりますけれども、ちょっと19年度のデータはまだ出ていないのでこれからなのですが、19年度の進捗状況を確認した上で、この3ページの右側の方に書いてあるような、今後の主な取り組み課題などをどのように進めていくかというようなことも考えながら、23年度の数値目標の取り扱いをどうするのか、修正が必要なのかといった上方修正、あるいは下方修正が必要なのかどうかというのを検討することになるという形になります。

ちょっと2ページ目に戻っていただいて、その数値目標以外の視点としては、21年度から23年度までのサービス見込み量をどう推計していくか、その推計していったサービス見込み量を確保するためにどんな方策が必要かというようなこと、それは1ページ目でお話ししたようなことを考えながら具体的に検討していくという形になります。

この検討に当たっては、先ほどから言っている国から示されることになるはずの基本指針とか、この指針をもとに道が作成する障害福祉計画作成指針らを参考にしつつ、あと札幌市で行っている実態調査、あるいは北海道が行っている施設利用者意向調査というような調査とか、あるいはこの札幌市で障がいのある方や市民との意見交換などを通して寄せられるさまざまな意見というものを参考にしながら検討を進めていきたいということになっています。

これらを通じて、ある程度案を作成した段階で基本案を示して、市民の意見を聞くパブリックコメント手続を実施しまして、年度内には計画を策定して公表する予定であります。

なお、この協議会の方には、進捗状況については随時情報を提供してご意見をちょうだいしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、資料の4ページ目と5ページ目ではありますが、これは札幌市では第2期計画の策定の参考資料とするために、ことし2月に実態調査を行いましたので、その概要を簡単に記載してあります。

細かい内容の説明は省略いたしますが、まず障がいのある方に対する福祉関係、就労関係、教育などに関する全般的なアンケート調査のほか、施設入所者とか精神科病院入院患者に対しての地域移行の可能性の調査、あるいは市民に対する意識調査を実施したところであります。現在、この結果自体は集計中ですが、具体的な結果については次回の協議会の場で報告させていただきたいと思っております。とりあえず、今回は、このような調査を実施したということをご報告させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊東会長 たいま、この第1の議案についてご説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、たいまの事務局のご説明につきまして、皆様からご意見、あるいはご質問をいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

今ずっと引き続いている話で、最後の締めはまだもうちょっと先というようなところでありますが、不明な点のご質問でも結構ですし、お気づきことがあれば、質問、あるいはご意見をお述べいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

大変論理的で、特に仕事の考え方の流れにそう大きな問題はないように思ひますが、それぞれの福祉に対するお立場から、あるいはここが抜けているとか、これは終わったとか、そんな大げさなことでもなくてもいいのですが、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、河西委員さん。

河西委員 河西です。

5 ページ目の3 番目に、病院入院患者調査とあるのですけれども、やはり大枠の部分で病院の患者は、ここを見てわかるとおり、退院促進という部分が行政でも大きなテーマになっているのだなと強く感じました。患者の立場で見た場合の5 年、10 年の経過の中で、大きい病院がデイケアを始めたりという中で、今度、ここ一、二年の中で支援法の絡みの家族を含めた患者のことは佐藤委員さんもよくご存じのとおり、家族、患者を含めて生活の基本的な交通費とか入院費の部分でますますきつくなって、もう4 月から5 %、10 % 移行の部分なのです。

患者はすごい状況になってきているのですけれども、道でピアサポーターという形の退院促進の事業もやっているということを知っていますが、病院に関してはやはり病院自身が経営の部分である意味でそこを、例えば薬剤関係でも今は厚生労働省がカットするような方向で来ているように承知していたつもりなのです。

そこら辺は、花井委員さんからちょっとコメントというか、市内の状況を、とにかく50 の病院になんなんとしている部分で札幌市は多いという部分なのですけれども、市が行政として取り組む場合、こうやって退院促進の部分をカウントしていくという状況になってきて、患者の部分では今そういう形で僕ら札幌連の方も動いていますけれども、ちょっとコメントをいただきたいなと思って発言しました。

伊東会長 ほかの方がわかりにくいことがあるので、ちょっと注釈を加えさせてください。

河西委員のご関心の主としては、精神科の障がい者の皆さんのことだろうと思うのですけれども、今の河西委員のお話は、退院促進という意味では、精神科の病院から退院を促進するという基本的な考え方になっているけれども、しかし、いろいろな福祉の支援、自立の支援とか交通費とかその他で財源不足ということもあって、思ったとおりではない、今まで受けていた恩恵がだんだん薄くなっていくような不安感があるというようなことについて、つまり一方では福祉を進めると言いながら、一方ではそれが薄くなるような、そういう裏腹な状況があるのではないかとということで、障がい者の皆さんは心配しているよというのが一つです。

それから、退院患者さんがどんどん減っていったら、端的に言えば精神科の病院は困るのではないかと。それだけではなくて、聞くところによると、薬の使い方とかその他今までやってきた医療も厚生省は締めていく形というようなことで、精神科の病院は困っているのではないかと。たまたま花井委員がここにお見えになっているのでご意見を伺いたいというのが、河西委員のお話の趣旨でございます。

花井委員、まずいかがですか。

花井委員 今、会長さんに二つにまとめていただきましたけれども、最初の点に関しては、端的に言いますと、特に3 カ月以上継続して入院していると、障害基礎年金2 級だけの人を考えてみますと、いろいろな、食事の自己負担の控除であるとか、医療費の控除

制度もありますので、月6万6,000円のうち、もし本人が国保に加入して、大体全国で見ると2,000円前後ではないかと思うのですけれども、国保料を自己負担で払っていたら、私の計算では手元に大体2万5,000円ぐらい残る計算になるのです。

ところが、退院して一般アパートでもそうでしょうけれども、部屋代もかかります。グループホームというところに入ってしまうと、同じ障害年金2級だけの収入の人は、福祉サービス費は負担がゼロになりますけれども、自立支援医療費もかかるし、国保料もかかるし、あと部屋代とか食費等水道光熱費とかちょっと細かい話ですけれども、そういうものを例えばグループホームに入ったと仮定した場合に、全部自己負担で払っていったら、私の計算では手元に3,500円しか残らないのです。

そのグループホームに入った場合の計算方式としては、例えば障害者支援施設でも自己負担があります。それは、国の基準では大体食費等を含めて5,800円というふうになっていますけれども、それを同じくグループホームで食費と居住費等を同じ金額と仮定した場合で計算したのですが、そうすると手元に3,500円しか残りません。これでは、地域に出なさい、出たいという気持ちは、實際上起こってこないのではないかと思います。

実は、うちもグループホームとかケアホームをやっていますけれども、ではその人方は何で生活できるかという、比較的長期入院の間に貯金していたのです。やはり、その貯金を食いつぶしながら生活しているのです。非常に僕は気の毒だというか、惨めな感じがするのです。こういう実態があるのです。これは、やはり自立支援法の流れと全く逆行する流れになっているなということで、経済問題というのは非常に大きな問題だと思うのです。

ただ、21年度の見直しの時点でどういうふうになるかわかりませんが、自民党と与党のプロジェクト会議では、例えば先ほど言った手元に残る金額が、やはり居宅サービス利用者も何らかの配慮をするようにというふうな項目が載りました。それからあと、年金制度も、もう少し抜本的に変える必要があるだろうと思います。例えば、今の2級の人が、せめて1級ぐらいの金額をもらえるようにとか、こういうまだ案の段階ですが、載っています。それらが実際に進んでいけば少しはいいかなという気はしますけれども、現状ではそういうところで端的に僕はやはり見えていないかなというふうに思います。

これが1点目です。

それから、2点目ですけれども、今、大体1年以上を長期入院というふうに言っているようですけれども、長期入院の方をどんどん退院促進させようと言っても、もちろんこれは国も十分わかっていることですけれども、長期入院の方は軽い人ばかりではないのです。本当に長期入院の中には、難事例というか、なかなかよくなる、幻覚、妄想がずっと続いていたり、あるいは言葉はよくないですけれども、人格が崩壊して、それで本当に1人では生活できない、地域で共同生活することは難しい、あるいはいろいろな問題構造を絶えず持っているという人たちも結構いるのです。

それと、比較的高齢になって身体合併症も、入院治療が必要な合併症ですが、この方も非常にリスクが高いのです。そういうこととか、あるいはADLがどんどん低下していくと、精神症状も結構な症状を持ちながらADLも結構低下してくるので、強力な介護が必要な方々もいます。そういう方々も含めて長期入院者というふうに言っているの、決して軽い人だけではないのです。

1回、1年以上の入院者の実態を、日精協のある委員会で18年度に調査したのですが、そうすると今の自立支援法というグループホーム、あるいは公団住宅を借りて生活できる人たちは、全体の1.5%ぐらいなのです。あとは、やはりある程度の24時間ケアをそばでしっかりやれば病院でなくてもいいよという人たちも、全体で12%ぐらいいます。あと、大半の残りの人たちは、やはり継続して入院をせざるを得ないのではないかなという人たちがいるということなのです。ですから、退院を促進するといった場合に、これは病院によっても考え方が違うのは事実でしょうけれども、多くの病院はやはり退院できる人は退院させているというのが現実だと僕は思うのです。

ですから、ことしの診療報酬で、5年以上継続して入院する人を5%退院したら、診療報酬を1ベッド5点あげるよなんていう非常におかしな点数がつけましたけれども、あれを利用できるところというのは、僕はそんなにはないのではないかと思うのです。うちの病院でもちょっと計算してみましたけれども、5年以上で残っている人は、ほとんど先ほど言ったような重い人だけなのです。本当に地域に帰せる人が、5%もいないのです。全然いないです。だから、そういう状態なので、行政や相談支援事業者が病院に働きかけて長期入院の人たちの退院を促進するといっても、対象者がどれだけいるのだろうなというふうな印象を受けます。

それともう一つは、やはりそういう働きというのは、本来は病院自身が発揮すべき、持つべき機能だと思うのです。ですから、そういう機能を病院に付与するような施策をやるべきであって、それをあるいは病院や患者さんから見ると、ある意味では外部から来てやられることに抵抗感を持つということもあると思うのです。むしろ、病院自身が積極的にそれらができるような政策誘導の方が、僕は大事ではないのかなというふうな感じがします。

ちょっとまとまりがなくなりました。

伊東会長 ありがとうございます。

花井委員は、今お聞きのように、いつも問題を生々しいところまで問い詰められる方で、日ごろ敬意を表しているのです。

花井委員のお話を伺うということで、退院ということについてもかなり深刻な問題が背景にあるというようなことをお聞きして、重い話であるという印象を深めています。

そのほかに、ではご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ。

神田委員 本当に今、花井委員からいろいろお話を伺いました。要するに、第2期につ

いては、当然そういうことがあって、今、18年度から20年度についての激変緩和の中で、これが中央でも一番話が出ている問題でございます。特に、精神障がい者の我々の仲間にとりましては、基本法が平成5年にできて、やっと自立支援法になって初めて具体的に入ってきました。10年かかっています。

日本の国は、精神障がい者については、まだ優しい方なのです。世界保健機構へ行くと、まだ患者さん扱いです。だから、おくられている部分はもちろんありますけれども、優しい方です。ただ、地域によって受け皿をつくらないでこういう計画をとということで、国の方では今、激変緩和の中で討議をされているところでございます。

札幌市といたしましては、本当に障がい者福祉については、先々先として計画をお立ていただいていると思っています。中央の流れはまだ基本的には流れておりませんが、その点は私は敬意を表しているところでございます。

ただ、激変緩和で、1,200億円がありました。北海道に66億円が来ています。そのうちの3分の1、札幌市が22億円です。これは、政令指定都市という特例が札幌市は外されていますから、一つの市にすぎません。それはなぜかということ、全国的に平均したサービスをするということで特例を外しました。こういうのが厚生労働省の言い分なのです。ほかの方では、政令、中核、どんどんどんどんつくってきています。厚生労働省と文部科学省だけは、これだけはまた都道府県単位でまとめていくということです。

来年あたりからは、この自立支援法の中で地域活動支援センターの中にあります、我々がスポーツを通して社会参加するというのが、完全にこの自立支援法から抜けるような状態になります。障害者スポーツ大会、これは国体の方ですけれども、中央大会で基金ができたものは、ある程度、各都道府県単位には開催地の基金ができるはずなのです。ところが、いざこういう福祉、医療という関係で基金が全部取り崩されて、ことしで全部なくなるということで、だからスポーツもそういうことで来年からは国で直接手をかけるということになっております。最終的には、49回大会から、国体と障害者スポーツは一緒にしようという流れにもなっております。

また、今、話が出ています後期高齢者についても、やはり都道府県単位の市町村がそれぞれのやるから、政令指定都市という仲間が入りまして、これが一般的に保険料が我々の特例が外されたことによって安くなったということがございます。

いずれにせよ、とにかくまだまだ20年度の末、来年の3月末では、国ではまだまだ動いているようでございます。これを踏まえて、どうぞひとつ早目の計画は結構でございますけれども、国の施策ができた時点では、それにあったように進めていただきたいと思います。

健康予防についても、しかりです。それから、我々障がい者にとっても、180時間の上限も、これもしかりでございます。これもなくなりました。これも、やはり受け皿がなく、数値目標だけで押され出ている状況でございますので、これからも我々も声を出していかなければならないと思っていますので、よろしく願います。

伊東会長 ただいまの神田委員のお話で、国、道内、あるいは市内外のいろいろな広い領域から問題が、まだ冷えていないというか、ぼうぼう火がついているというか、いろいろな問題が起きて、これが冷めるまでもう少々時間がかかるというような状況をお話しただきました。

大体、時間の配分で、この1番目の問題についてはこの辺で、次に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

伊東会長 それでは、次の第2の議題は交通費助成制度についてでございます。

事務局からご説明いただきましょうか。

事務局(庄中移動支援担当係長) 障がい福祉課移動支援担当係長の庄中と申します。

私の方から、障がい者交通費助成についてご説明させていただきたいと思います。

資料の方は、議題2 交通費助成についてという資料と、議題2の資料別冊ということでアンケート調査結果という資料がございます。この二つの資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。

大変失礼いたしますが、座らせて説明させていただきたいと思います。

それでは、まず始めに、障がい者交通費助成に関するアンケート調査結果についてご説明したいと思いますので、別冊の方をごらんいただきたいと思います。

まず、この別冊の1ページ目をごらんください。

まず、このアンケート調査期間は、今年の8月9日から8月31日までとしまして、対象者は制度を利用している方の中から障がい種別と助成内容別に9,553名の方々を無作為抽出いたしました。

回収率は62.1%と、とても高い結果になっております。

次に、利用状況についてですが、3ページをごらんください。

まず、福祉乗車証の利用状況につきまして、ほとんど毎日利用している方々が、30.2%と最も高くなっておりますが、週3回から4回が29.8%、週2回以下をまとめますと38.9%となっております、利用頻度に大きな差がある結果となっております。

次に、福祉割引ウィズユーカードにつきまして、週3回から4回が36.8%と最も高く、ほとんど毎日が32.3%、週2回以下をまとめますと30.3%となっております、福祉乗車証同様、利用頻度の違いが見られております。

続きまして、4ページになりますが、精神障がい3級の方に交付する共通ウィズユーカードにつきまして、週1から2回が34.0%と最も高く、次いで週3回から4回が32.8%となっております。

続きまして、福祉タクシー利用券につきましては、月2回の20.9%が最も高く、次いで週2回が19.4%、週1回が18.4%となっております。

5ページになりまして、福祉自動車燃料助成券、いわゆるガソリン券ですが、このガソリン券につきましては、週3回から4回の32.3%が最も高く、次いでほとんど毎日が

29.5%、週1回から2回が24.7%となっております。

続きまして、6ページになりますけれども、利用目的につきまして、やはり通院が70.0%と最も高く、次に買い物の43.9%となっております。制度の課題につきましては、利用金額の不足のほかに、制度内容が複雑であること、障がいの等級によって助成内容が異なることを課題として挙げている方が多くなっております。また、障がいの種別にかかわらず、中程度の障がいの方々からは、重度の方だけタクシー券を選択できるなど、障がいの等級によって違いのあることを課題として挙げる方々の割合が高くなっております。

また、精神障がいの方々からは、身体、知的障がいの方々と比べて助成額が少ないなど、種別によって違いがあることを課題として挙げている割合が高くなっている状況でございます。

続きまして、7ページになりますが、札幌市に希望するほかの障がい福祉事業につきましては、理解促進を希望する方々が33.7%と高く、これは年齢、職業、障がいの種別や等級に関係なく同様の傾向を示しております。年齢別に見ますと、若い世代では、就労支援や居住支援の充実を求める割合が高くなっております。また、障がい種別で見ますと、身体障がいは、バリアフリーを求める割合が高く、知的、精神障がいは、等級が軽くなるほど居住支援や就労支援の割合が高くなっております。

今後の制度の方向性につきましては、6割を超える方々が現状維持と答えておりまして、障がいのある方の多くが、この制度の存続を希望しているという状況になっております。

続きまして、8ページになりますけれども、一部自己負担をしてもよいという方々が20.0%、所得制限を設けてもよいという方々が31.9%おりました。

13ページ、最後のページになりますけれども、このアンケートの自由記載欄に寄せられた代表的な意見を集約しております。やはり、現状維持を望む意見や精神障がい3級に対する助成内容の改善を望む意見、助成内容の選択肢の幅を広げてほしいという意見などがございました。

続きまして、制度の見直しについて続けてご説明したいと思っております。

もう1冊の議題2 交通費助成についてという資料の方でご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページをごらんください。

この障がい者交通費助成制度は昭和46年から開始しておりますが、その趣旨といたしましては、障がいのある方の交通費の一部を助成することによって、外出機会を確保し、社会参加を促進するというところでございます。

次に、制度の課題といたしまして、これまで先ほどのアンケート調査や市民関係団体との意見交換などを通してさまざまな意見をいただく中で、五つの項目に整理しております。

一つは、障がいの種別や等級によって助成内容が異なっており、利用者の中に不公平感があるということ。二つ目は、障がいの状況に応じた利用方法の選択ができないということ。三つ目は、長年の間に制度が複雑になってきておりまして、障がいのある方にとって

どのような助成を利用できるのかわかりにくくなっているということ。四つ目は、利用者の増加に伴って年々事業費が増大しておりまして、現在は約23億円となっておりますが、制度を維持する予算の確保が難しくなっており、就労支援策など新たな障がい福祉事業予算の捻出が困難な状況となっているということです。五つ目は、福祉乗車証につきましては、利用実績の把握ができないため、交通事業者との間で適切な費用負担が難しい状況にあること、これらを主要な課題として見直しの検討を進めてまいりました。

次に、資料の2ページをごらんください。

そこで、3障がい共通の仕組み、助成の選択が可能となる仕組み、将来的に持続可能な仕組みを基本的な視点といたしまして、見直しの方向性といたしましては、この4点を考えております。

一つは、障がいの種別や等級による助成内容の違いをなくし、公正で平等な仕組みとすること。二つ目は、助成内容の選択の幅を拡大し、利用者のニーズにこたえる仕組みとすること。三つ目は、利用者の増加に対応しうる持続可能な仕組みとすること。四つ目は、利用実績が反映される仕組みとすること、このような四つの視点から具体的な見直し案の検討を行ってまいりました。

見直し案につきましては、済みません、4ページの資料によりご説明させていただきたいと思っております。

4ページの表に沿ってご説明いたします。

まず、上の表が、現行制度でございまして、下の表が見直し案となっております。

現行制度につきましては、障がいの種別や等級によって助成内容や助成額が複雑に異なっておりまして、さまざまな課題が指摘されているところでございます。そこで、見直し案では、できる限りこれらの課題を改善した仕組みとして考えてきたところでございます。

下の表をごらんいただきたいのですが、助成の種類といたしましては、乗車券、タクシー券、ガソリン券の3種類といたしまして、対象者である身体障がい1級から4級、知的障がいAとB、精神障がい1級から3級の方は、この3種類の助成の中から一つを選択していただきます。交通費の一部を助成して外出機会を確保するという制度本来の趣旨に基づきまして、現在、利用制限のない福祉乗車証と定期券は廃止したいと考えております。

ここで、済みません、5ページをごらんいただきたいと思うのですが、この乗車券の利用額につきましては、先ほど説明した交通費助成に関するアンケート調査に基づいて算定しております。そのアンケート調査におきまして、バス、地下鉄、市電を利用して外出する回数は、1人当たり平均週3回程度となっております。また利用者の約4分の3は乗り継ぎによる利用という結果になってございます。

これに基づきまして、乗り継ぎする場合の1回当たりの利用額を、おおむね都心部までをカバーしているバス1区間、地下鉄2区間の360円、乗り継ぎしない場合の利用額を地下鉄2区間の240円といたしまして、1人当たりの年間平均利用額を算定いたします。

と、約10万3,000円となります。この平均利用額をもとに、福祉割引ウィズユーカードの交付実績や交通費の一部助成という制度の趣旨、持続可能な制度とするための財政の見直しなどさまざまな視点から検討を行いまして、今回の見直し案におけるウィズユーカードの利用額は、この年間平均利用額10万3,000円の約半分程度の利用が可能となる5万2,800円としております。

実際の利用額につきましては年間5万2,800円ですけれども、身体、知的障がいの方々利用する福祉割引ウィズユーカードは、交通事業者の半額負担分とサービス分のプレミアムがありますので、札幌市の助成額は年間2万4,000円となります。

なお、精神障がいのある方に対しては、この交通費助成の割引がないため、身体、知的障がいの方々と同様に利用額を同じにするため、札幌市の助成額は年間4万8,000円としております。

ここでまた、済みません、4ページに戻っていただきたいのですが、この札幌市の助成額2万4,000円にあわせて、タクシー券、ガソリン券の助成額も増額としております。

利用方法で変更する事項についてご説明いたします。

乗車券を選択した方につきましては、これまで要望が多かった12月から3月までの冬期間は、その期間に応じてタクシー券や、またはガソリン券に変更できるようにしたいと考えております。また、タクシー券につきましては、これまで基本料金の助成としておりましたけれども、1回の乗車につき1枚のみ利用できるという取り扱いでしたけれども、1枚の額面を500円として、1回の乗車につき複数枚利用できるものにしたいと考えております。

次に、6ページと7ページになりますけれども、こちらの方は参考といたしまして、現行制度の利用者、事業費の推移や、他の政令指定都市の状況、見直し案の事業費の推計を載せております。

特徴的な点といたしましては、6ページの下グラフと7ページの上グラフにありますように、札幌市の障がい者交通費助成にかかる事業費の総額、1人当たりの事業費というものは、ともに政令指定都市の中では上から3番目となっております。見直し案の助成額でも、政令指定都市の平均である2万817円を上回っているという状況になっております。

最後に、見直し案の事業費推計を7ページの下に掲げておりますけれども、この見直し案によると、5年間程度は現行予算の23億円の範囲内で推移するものと見込んでございます。今後は、この見直し案につきまして、平成21年度からの実施を目標に広くご意見をいただきたいと考えているところでございます。

現在もこれまでにいろいろご意見を寄せられておりまして、主な意見を8ページの方にまとめております。

主な意見といたしましては、等級の低い方もタクシー券やガソリン券を選択できるよう

になって、見直し案には賛成であるというご意見がある一方で、福祉乗車証の廃止により、通院や通所ができなくなるというご意見や、知的障がいのある方にとっては福祉乗車証が廃止となると、外出することがとても困難になるというご意見は寄せられているという状況になってございます。

私の方からは、以上、説明を終わらせていただきます。

伊東会長 ありがとうございます。

障がい者の皆さんは、毎日利用する大事な制度だと思うのですが、それぞれのお立場でいろいろ問題もあるかと思えます。

いかがでございましょうか、今の説明にご意見やご質問がありましたら、どうぞお申し出ください。

アンケート調査やら何やら事前の調査がたくさんありまして、何かこれと別のことを言うとう個人的な意見みたいに響くかもしれませんが、皆さんのバックにはたくさんの受益者がいるわけですから、どうぞ遠慮なくお気づきの点をご発言いただけたらありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

河西委員、どうぞ。

河西委員 河西です。

礼回連は、交通費の件で、初代会長、副会長、それから顧問という形で何度かお会いして、こういう形の運動も進めてきました。

実は、先週金曜日に、道回連の会長とこころのセンターの築島先生と会って話を聞いていく中で一つあったのは、障害者手帳の精神の3級の手帳の保持者の数の部分が、どうやら最大のネックの一つになっていることがやっとな数字的にわかりました。よく考えてみると、手帳の交付の数とか、こういう交通事業者の数字の部分でも、少し当事者や家族や関係者に情報公開で形の見える数字をとと思います。

確かに、意見交換会では、もうここ半年の流れでは、半年前からの数字の部分で僕も何回も言っていますけれども、障がい者福祉の中の3分の2、4分の3近くが交通費を占めているというのは大きいと思うのです。精神の部分では、福祉乗車証みたいなサービスが始まったのが一番遅いものですから、恩恵をこうむる中で何とか就労もしくは福祉的就労に近い形で頑張っておられる数が、やはり10年前、5年前よりもすごい数でふえているわけです。その人たちの生活と家族の出費の部分で、もう先ほど言いましたようにかなりの状況になっているものですから、そこら辺の数字の部分の情報公開のような部分に関して、もう少し市の方からコメントいただけないかなと思ひまして発言してみました。

伊東会長 3級の人が市に何人いるかというような数の問題ですか。

河西委員 それは、一応、概数の部分で聞いてびっくりしたのです。うつ病やなんかの扱いの部分が3級ということで、すそ野が広がっている状況がこれからますますひどくなるだろうという予測は、これは関係者も認識しているのです。そこら辺の数字も、もう少し訴えてくれればよかったです。

だから、そういう判断材料の部分で、ただ感情論で言っていく人がほとんどだった部分で、築島先生に言ったのはそういうふうな話もわかってくれないのではないかという、やはり市の方は財政の部分で危機的状況にあるということは強調されるのですけれども、数字の部分でこの状況なら無理だよということで、今の形で2万4,000円、5万何ぼの部分も、全体の配慮の部分でなだらかにして平均をとってやっているなということがよくわかりました。

伊東会長 本当にそこはいいですね。

河西委員 そこら辺は、やはり議論の部分で感情論で言っていく方が、当事者どころか関係者も出てくるのは、ここ半年間で何人か見えていますので、そこら辺のコメントをいただきたいです。

伊東会長 何かお答えはございますか。

どうぞ。

事務局（庄中移動支援担当係長） 今のお話にあった精神障がい3級の方々の対象者の数字なのですけれども、今の制度になった平成15年のときには、対象者としましては1,600人程度だったのですけれども、今年度になりまして3,600人程度の増加となっております。

この対象者もふえているので、交付している方々もふえており、交付している方々のうち、昨年で大体2,800人程度の方々にウイズユーカードを交付しているという状況になってございます。

伊東会長 いいですか。

河西委員 いいです。

伊東会長 その他の分野の方、どうぞ。

野宮委員 知的障がいの札幌市手をつなぐ育成会の野宮でございます。

たくさんあるのですけれども、先日来、私どもの育成会の各支部の総会を行いました。各支部の方の総会に出まして、一番関心があったのは、この交通費助成の問題です。

やはり、知的の障がいを持っている方々は、判定によって福祉ウイズユーカードをいただいておりますけれども、まず100円のプレミアムの金額がついて1,100円で月に10枚を受けております。これが、一般的に言うA、Aダッシュ、B、Bダッシュというのがありまして、Bでもってこの恩恵にあずかっている方々のご父兄のお話ですと、社会参加というか、障がいを持っている人方も、この制度を利用して、うちに閉じこもっていないでどんどんどんどん出かけるという段階で今まで来たものが、今回、こういう助成という形、交通費の制度が見直されるということになりまして、本当になんか矛盾しているということでした。

いろいろな制度がとにかくどんどんどんどん変わっている中で、全部大変なのですけれども、この交通費に関しましては本当にどう言ったらわかっていただけるのでしょうか、要するに全部、精神障がいの方々も、それから身体に障がいをお持ちの方々もご本人なの

ですけれども、知的だけは私ども親、本人が知的を持っていますので、本人にいかに行きやすいとか、行動しやすいということになりますと、いろいろな意味で問題点が出てきます。

具体的に言うとたくさんあるのですけれども、どこからお話ししましょうか。

今、一番困っているのが、今まで出たのが、全く出なくなったということです。例えば、高校受験で残念ながら札幌市内の高等養護学校に行けなくなって、地方の高校に行かざるを得なくなって、住民票を移しました。4月に居住区の区役所で行きまして、今までいただいていたこの福祉ウイズユーカードを申請したところ、住民票を移したので出ませんよとあっさり言われたということです。これで、本当に親御さんはびっくりしまして、お友達とか私ども育成会の方に問い合わせがありました。

私ども、調べる限り調べてみますよということで調べてみたのですが、高校によって住民票をとりなさいというところと、とらなくてもいいというところがあります。それから、地方で、例えば小平に行っていた子どもさんのところは、札幌に住んでおりまして、金曜日の夜、お迎えに行って自宅に帰ります。また、日曜日の夜、学校へ戻るわけですがけれども、住民票を移していたにもかかわらず、福祉ウイズユーカードは出ました。

それから、逆に、ことし出なくなったというところは新篠津の高等養護学校に行きました。今回、住民票を移動したので出ないですよと言われたということです。

札幌市の中でも10区ございますけれども、それぞれ区の対応が違うのですということをはっきり言われました。これは、私どももどうお答えしていいかわかりませんので、この問題についてはゴールデンウィークが終わってから、行政の方の担当の方々にはお伺いして、日程調整をして、育成会で説明をしていただくということで納得してもらいました。そのときの方が、きっともっともっと生々しい具体的な話が出ると思うのです。

この数字を見ただけでは、本当に震えが来るといふ数字です。個人的には、本当にわかるのです。札幌市の行政がどういうことになっているかということは、もう本当にわかるのですけれども、いかんせん組織の中で動いておりますと、やはり言わなければならない部分がございます。

それで、これはたたき台でしょうから、決定ではございませんけれども、本当にもう1回、見直していただきたいです。

それから、これは、あくまでも障がいを持っていらっしゃる方々の部分ですが、高齢者に関する部分で、これは本当になっていないという思いを抱いているところがあるのです。その部分は、高齢者の方々も同じだと思うのですけれども、やはり本人という部分では、知的の場合も精神の方々も身体の方々も全部ご本人です。それから、高齢者の方々は、私が伺ったところ、例えば入院をされていて本人は外出はとてできないけれども、代理の申請があった場合は、それは認めざるを得ないというようなお話をちょっと聞いたことがあります。それはどうかと、やはりあくまでも高齢者であろうとだれであろうと、とにかくご本人のために出るわけですから、使えない方にまで出す必要はないと私は思います。

むしろ、その分、障がいのある方々の方に回していただきたいというのが、正直な気持ちなのです。

ちょっとまだありますけれども、時間の関係がありますので、これをお願いいたします。

伊東会長 このことにかかわって、大変生々しいお話を伺いました。えっと思いましたが、何かコメントいただけますか。

事務局（庄中移動支援担当係長） 最初の住民票の関係なのですが、この障がい者交通費助成制度につきましては、対象が札幌市に居住して、かつ住民票があるということが交付要件となっております。これにつきましては、先ほど取り扱いが違ふというようなお話も出たのですが、各区で統一して、これは確認して交付するようというところで運用しているところでございます。

先ほど、この福祉割引ウィズユーカードにつきましては、札幌にいる場合はこのカードは地下鉄の定期券売り場等では買うことができるという仕組みになっておりますので、札幌に来たときは区の方で無料交付することはできないのですが、半額で使える割引ウィズユーカードを購入されて利用するということができる状況となっております。

あと、高齢者で今、入院していて外出できないのに交付しているというような話もございましたけれども、この入院されていても外泊等とか外出等とかの許可が出た場合につきましては、そのような際にタクシー券等を利用する方々もいると思われまますので、そういう意味でこの方々に出しているという状況になっていることがあると考えております。

あと、この見直し案につきましては、いろいろ今後もさまざまなご意見をいただきながら、さらに検討していきたいと思っております。

野宮委員 済みません、追加なのですが、例えば月にプレミアのついた1,100円のカードが3枚か4枚でよろしいのだけれども、区役所へ行ったら10枚なので10枚をお渡しすると言われ、残りは要らないのですと翌月に返しに行ったら、返されても困りますので持っていてくださいと言われたと。今現在、万単位のカードを持っているのだけれども、会長さんこれはどうしましょうか、おあげしますかと言われました。先週の話です。でも、私も困りまして、ちょっと待ってくださいということで、たまたまこういう会議がありますので、では伺ってみますねということでちょっと伺いますけれども、その場合どうなのでしょう、カードを持っているという親御さんがおりました。

伊東会長 どうでしょうか。

事務局（庄中移動支援担当係長） ウィズユーカードの交付につきましては、月10枚を上限としておりまして、その方々の申請によって3枚交付する場合がありますし、5枚交付する場合があります、また10枚交付する場合があります。それは、あくまでも、窓口に来られた方々の申し出によって交付しているというのが制度の運用なのです。

あと、使用済みのカードを返してもらって、それと同じ枚数を交付するというのも、あわせて交付の仕方としてやっているという状況になってございます。

野宮委員 未使用を持っているということなのですが……。

伊東会長 どうぞ。

神田委員 野宮委員、いいですか。

野宮委員 はい。

神田委員 出がけまで、仲間とディスカッションをしてきました。

これは、各区から交付をされるのだけれども、タクシー券にしたってガソリン券にしたって、最終的にどこで集約させるのですか。本庁サイドですか。

事務局（庄中移動支援担当係長） はい。

神田委員 本庁サイドで集約されているのですね。

そうすると、これは一つの極端な例ですが、今、実例があるのです。タクシー券の交付を受けて、自分で使わないで、額面の初乗り600円何枚分をいきなり現金ショップに入れているのです。こういうのがあるのです。実際は現金ショップに売られています。だから、事務的煩瑣はあるかもしれないけれども、そういう実例が完全にあるのです。

それから、年に1回か2回しか出ていないで、年度末になると使えない。そうすると、運転手さんに全部渡してしまいます。また、それから、初乗りの600円だけなのだけれども、その運転手さんによって乗車料金を全部それとってくれるという人もいます。もらった運転手さんは困っているのです。

そういう実例もあるわけだから、本当は事務的煩瑣になるにしても、どこかでチェックインができる体制ができれば、私たち障がい者の不心得の者の利用については防げと思います。

それともう一つは、もちろんこれは私たちは現状どおりにしておいてくださいという要望が多いかもしれないけれども、行政としては財政的には当然、見直しをする、私は見直しについては賛成でございます。

この見直しの仕方についても、高齢者につきましては、何年か前にわんわんやりました。そして、無料乗車券も、今、要するに、1万円が1,000円で買える、5万円までは5,000円で買えるわけでしょう。それとあと、伺ったところによると、ことしからは年2回にして、もっともっと利用者についてはそれを広げていこうということです。

障がい者にも、もし毎日毎日のように社会参加するために出る数が多い者たちには、そういう制度的なものを適用できないだろうかということが、きょう私たちが仲間とディスカッションしていたときの声でございますので、どうぞひとつ参考にして教えていただきたいと思います。

伊東会長 よろしゅうございますか、今の神田委員のに何かコメントございますか。

そのままでいいですね。

神田委員 また、ハイヤー協会は、北交がハイヤー協会を抜けてしまっています。そうすると、共同チケット券も使えません。だから、タクシー券も、北交は使えないという状態が出てきています。

事務局（庄中移動支援担当係長） 済みません、今の北交さんの話なのですけれども、

これはタクシー協会の方と北交タクシーの方と協議いたしまして、今年度につきましては引き続き障がい者の方のタクシーチケットにつきましては使えるという取り扱いをさせていただいたところであります。今年度に限って、この障がい者のタクシーチケットについては使えるという取り扱いにしたところでございます。

神田委員　そうですか。

伊東会長　交通費助成について、その他ご意見ございませんか。

時間もないものですから、次の議題に移りたいのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

伊東会長　それでは、3番目の障がい者に対する支援体制です。

では、ご説明をお願いします。

事務局(森下障がい福祉課長)　それでは、議題の3番目なのですが、障がい者に対する支援体制の強化についてということで、これは私の方からちょっとご説明させていただきます。

ちょっと座ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目のところなのですが、こちらの方に市民の期待にこたえられる福祉職場づくりのためにということで、案ということでまとめております。

これは、先ほど部長の方からもお話があったように、昨年来、例えば福祉の関係でいろいろと札幌市として取り組みに反省すべき点が多々あったということで、これについては障がい福祉ということではなくて、市役所全体でどうなのだという中で、こちらの方、保健福祉局全体でこういったような方向で福祉職場づくりということでやっていこうというこの基本の方向性を、今、示しているものでございます。

その方に、課題として三つばかり書いておりますけれども、一つはやはり情報の理解不足によって対応がおくれました。あるいは、2番目にありますように、市役所内の連携が不足している。そして、3番目に、市民や事業者との連携が不足しているといったことが原因で今回のようになっているものですから、今後はやはり市民への支援を適切に行えるような体制づくりを進めていかなければならないといったことで、基本方針としてまた三つほど書いております。職員の意識向上、それから業務体制の充実、そして3番目に地域住民及び関係者、事業者などとも理解と協力というようなことで挙げています。

具体的な取り組みとして、そこに3点ばかり表題が載って書いておりますが、職員の意識向上、それから2番目が業務体制の充実、3番目が地域住民及び関係者の理解と協力というような取り組みの中で、そこに書かれていることを進めていこうとしております。

これを受けて、ちょっとA3判のもので書いております。特に、保健福祉局の中でも障がい福祉の担当としてどういうふうに進めていったらいいのかというのを、こちらの方に今、案としてまとめているものでございますので、これにつきまして概略をご説明したいと思います。

左の上の方に、まず目指す方向性ということで、こちらの方、障がいのある方が地域の

中で人権を尊重されながら自分の意思で自立して生活を送っていただくために、市役所を初め関係機関、地域住民が密接に連携して、地域力を高めて課題にすぐに対応できるといったような体制づくりを進めていこうといったことで方向性を出しております。

そのためには、課題として四つばかり挙げておりますけれども、一番上にありますように、やはり障がい福祉業務における専門性が非常に希薄化していたのではないかということが、やはり率直に言えるのではないかと思います。それからあと、2番目に、やはり指導監査体制といったものがなかなか強力に発揮できるような体制になっていない。それから、やはり3番目にありますように、福祉を取り巻くいろいろな関係機関がたくさんありますけれども、そういった関係機関との連携が不足していた。それからあと、4番目に、地域住民を取り込んだ支援体制といったことがどうしても必要なのに、なかなかそういったことを整理されていないというようなことが、大きく言ってこの4点が課題として浮かび上がっております。

また、3番目にあります社会的な背景ということで、障がい福祉がここ数年間で大きく制度が変わってきているということで、こちらに書いてありますように行政の措置というところから利用者がサービス事業者を選択する制度、利用契約制度というふうに大きく制度が変わっていています。それから、2番目にありますように、障がいのある方が地域で暮らすのだと、地域移行ということが非常に加速化されてきています。特にまた自立支援法も施行されまして、そういった方向がさらに明確になってきているというような背景がございます。

こういった中で、真ん中の方に4番目ということで、ではどうしていったらいいのだろうかということで、基本方針ということで4点ばかり柱を立てております。

一つは、職員意識の向上ということで挙げております。これは、やはり札幌市の福祉の担当の職員として、何のために市は仕事をしているのだということで、障がい当事者のために仕事をしているのだという意識を、やはり常に持つ、当たり前のことなわけですけれども、そういったことをきちんと自覚していこうということでございます。それからまた、障がい福祉に関する専門性をやはり高めていかなければいけない、そして、鋭敏に問題を察知するといった力をつけていかなければいけないというふうに考えております。

また、2番目の業務実施体制の充実ということで、これは庁内外からもいろいろな情報をキャッチするといった力を高めていかなければなりませんし、でも問題が発生したときに迅速に対応できる体制をつくるということが非常に重要だというふうに考えております。また、そのためには、やはり適切な事業者などと指導だとか監査といったものをきちんとできる体制をつくっていくということが欠かせないというふうにしております。

3番目に、事業者意識の向上ということで、非常に障がい福祉の場合はたくさん関係事業者の方がいろいろな福祉サービスを提供していただいております。こういったことから、そういう事業者に対しても適切なサービスを提供していただくということと、透明性を確保した公正な運営といった意識を向上していただくということが非常に大事になって

くるのではないかというふうに思っております。

4番目に、地域住民、関係者との連携ということで、役所だけですべてができるというような時代では当然ございませんので、やはり障がいのある方がどんどん地域の中で暮らしているという中で、地域住民の障がい者福祉に対する意識といったものを高めていくということがやはり必要ですし、また、関係機関との情報共有としても役割分担ということで進めていながら、そういう関係者と連携を図っていくという体制をつくっていききたいなというふうに考えております。

大きく、この四つの基本方針ということで、それを受けて、右側に重点取り組み綱目ということで、アからカまで挙げております。

一つは、障がいのある人を支える福祉職員の育成ということで、これをとにかく進めていかなければなりません。ここの中に書いておりますけれども、一つは市長と福祉の現場で働いている職員と率直な意見交換する場をやるということ、これは4月25日に福祉関係職員の研修会という形で行うということで、今、準備を進めております。

それからあと、障がい福祉に関する専門研修の強化ということなのですが、今までも身体障がい、知的障がい、精神障がい、それぞれの障がいに関して職員の研修というものを計画してやってきておりますけれども、より効果のあるような内容だとか精査しましてやっていきたいです。あるいは、職員については、会場に全員集めるというようなやり方ではなくて、いろいろな専門の機関がありますので、そちらの方から区役所の方に向いて行って、いろいろな実例なんかも挙げながら研修していくという出前研修みたいなようなことなんかも検討していきたいなというふうに考えております。

それからあと、イの専門性を発揮できる業務体制の確立ということで、今、いろいろと大きく法律が変わったりだということで制度が変わったり、あるいは障がい福祉の特徴でもありますけれども、非常に細かくいろいろな障がい特性に対応していくようないろいろなサービスメニューというものがございます。こういったものをしっかり対応できるような業務体制をやはり検討していかなければならないということで、区のそういう業務の進め方といったような部分だとかについても、どういったことが可能なのかということは今後検討していきたいなというふうに思っております。

それから、ウの的確に対処するための仕事の取り組み方法を改善していくということで、こちらの方にありますように、緊急時の組織的な取り組み方法を確立しなければいけません。それから、本庁、区役所等の組織的に情報を共有して役割を分担するといった仕組みをきちんとつくっていかなければいけないということで、何かそういう緊急事態が起きたときに関係者がそういう情報をみんなきちんと共有して、問題意識を持てるというような仕組みを検討していきたいなというふうに思っております。

それから、エの方は、事業者への指導・監査体制の充実ということで、やはり非常にいろいろとサービスがきめ細かくなって、それを提供する事業者さんもどんどんふえているという実情がございますので、きちんとそういうサービスを適切に対応していただくとい

うようなことの体制を進めていかなければなりません。監査といった部分も、どういうふうに評価しているか。それからあと、いろいろと補助金等を出しているような団体だとかがありますけれども、そういったところも単に書類が整っていればいいのだよというのではなくて、やはり実態を知ると、確認するというようなことが非常に大事なのではないかなということで、そういったようなことを評価できるようなことも検討していきたいと思っております。

また、オの方にありますけれども、公正かつ透明性を確保した事業者の育成、こちらの方はやはりいろいろと事業者の方々に研修の機会や場を設けるだとか、今までもいろいろとそういう研修とかをやってきておりますけれども、より効果的にそういったような研修の機会なども設けながら適切に情報を伝えていくというようなことを進めていきたいなと思っております。

それから、力の地域住民、関係機関との連携強化ということで、こちらの方なのですが、やはり市民の方々からこんなことがあるよというような情報を、今まで以上に区役所だとか本庁の方に伝えてもらえるような仕組みをぜひつくっていききたいなというふうに思っております。その意味では、今、相談支援事業所だとかいった相談の窓口とか人権擁護委員会といったところもありますので、そういったところとやはり連携を深めていきたいというふうに思っております。

こういったような重点項目を、今、設定しまして、どんなことができるのかという具体的なことを今ちょっと考えているところでございます。

下の方に、目指す支援体制ということで、イメージということで載っておりますけれども、障がいのある方々を囲んで、市役所、それから各福祉サービスの事業所だとか地域の方々だとか、相談支援の事業所とかさまざまな福祉の関係団体といったところが障がいのある方を囲んで見守りをしながら、何か変わったことがないのかなというようなことを、やはり絶えずアンテナを張りながらやっていけたらいいのではないかなと思っております。

今、こういったような強化方針ということで、今、案なのですが、こういうようなことを今までいろいろとあったことを教訓にしながら前に進んでいきたいということで、こういったようなことを今まとめて、具体的にちょっと今後検討していきたいなというふうに思っておりますので、いろいろとまたアドバイスをお願いしたいなと思います。

以上、雑駁ですけれども、議題3についての説明です。

伊東会長 ありがとうございます。

熱の入ったご説明だったと思いますが、いかがでしょうか皆さん、ご意見、あるいはご質問がありましたらご発言願います。

大西委員、どうぞ。

大西委員 今の評価方針ということで、かなりたくさん重点取り組みをされるということで、本当にかつてない取り組みをされているのだと思います。

ちょっと思いつきで恐縮なのですが、やはり根底は市民の方やいろいろな関係

者の方からの情報提供というか、いろいろな市民からのチェックというものを基本的に大切にすべきことかなというふうに思うところであります。活用するということは載っているのですが、今、個人情報の問題やら団体の問題がありますからそれは伏せることにしても、できるだけそういうものを開示、公表していくということが、これからの全部そういう透明性をもって、言われたことはできるだけ解除していく。言った方にも責任が出てきますから、責任を持った発言をしていただく、もちろん受け手の方も責任を持って対応していく、これからはどんな施策についてもそういうことがすごく大切になっていくというふうに思います。

ちょっと小さな意見ですけれども、参考までに。

伊東会長 いかがですか、コメントございますか。

事務局（森下障がい福祉課長） 非常に参考にさせていただきます。

伊東会長 その他、いかがでしょうか。ご意見はございませんか、いかがですか。

神田委員 札幌市の個人情報保護条例は、少しきつ過ぎるのではないかと思います。一般的な、後で厚生労働省から出たり内閣府から出た個人情報保護条例の取り扱いについて、そうではないのだよと、こういうことなのだ。5,000円以上のことだから、一つの単町でさえ5,000円以上の者がいない。だから、例えば我々団体が名簿をつくる時も、従来どおり名簿をつくりますよ、載せたくない人は言ってくださいという格好で出ています。だから、個人情報ばかり縛りつけられると、情報のキャッチも提供もできないのです。だから、きょうも報道で出ていましたけれども、小学校単位でとにかく小地域福祉の中でみんなが支え合う体制をつくるのが一つの基本なのだから、そういう体制で、行政はもちろん、社協もそう、それから区社協も、それから地区社協もあわせて、福まちも含めて、こういう体制をつくって初めてみんなが支え合うということにいかねばならないと思います。

特に私は、危機管理、それから雪対策、福祉のまちづくり委員に入っているものですから、どこへ行っても同じ話をしなければなりません。各役所の流れなのだから、その一つで1回で済むように連携を統一しなさいと僕は言ったことがあるのです。

こういうことでいって、初めて私は逆に仕掛けていきます。仕掛けるという言葉も悪いけれども、民生委員さんとの積極的な出前の研修、あるいは出前の練習というところで行っていますから、やはり、そういう格好で初めて小学校単位の福祉のまちづくり、支え合いということが基本でないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

立派なことだと思います。

伊東会長 熱のこもったご発言、ありがとうございました。本当にそうです。

ほかにございませんか。

大滝委員 成年後見センター・リーガルサポートの大滝と申します。

多分、この施策を出していただいたきっかけとなったのは、多分、三丁目食堂の事件が大きな契機になったのかなと思っています。

あの事件が起きたときに、私どもの中で、どうしたらあの事件が防げたのかという議論をしたことがございます。それで、私どもは成年後見制度の普及啓発を図っている団体なのですが、成年後見制度を利用していただいていたら、あの人たちがあそこまで長期にわたってああいう目に遭わなかったのではないかと考えておりました。

成年後見制度と言いますと、多分、皆さんは、重度の障がいのある方が利用される制度だと思っていられる方が大半かなと思うのですが、地域で暮らしている軽い障がいを持った方たちにとって利用できる制度でもあります。今、補助という新しい制度ができて、補助を利用することによって、ご本人、障がいを持つ当事者の権利が守られるのではないかと考えております。

福祉のいろいろな方にお話をさせていただくときに私が一番感じるのは、やはり当事者の権利擁護という視点がどうしても置き去りにされているのではないかと考えております。守られるべきは当事者の生活、権利でありまして、どのようにサービスを強化して事業者に指導監督を入れたとしても、当事者に寄り添って当事者の権利を守る立場の人間というのは、決して福祉のサービス提供事業者ではないと考えております。そういう意味でも、ご本人の権利擁護のために、成年後見制度の利用の促進を大きな柱としていただきたいと思っております。

それに伴って、実は札幌市の市町村長申し立てというのが、なかなかほかの市町村に比べてちょっと取り組みが積極的ではないと私ども感じております。ぜひ、庁内でも市長申し立て、虐待案件に関しては本当に市の担当が動いていただかないと、本人の権利は守られないという事案が結構あるものですから、ぜひそういうところにも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

伊東会長 ふだん、耳にできないようなお話を伺いました。ありがとうございました。

成年後見制度という制度そのものは前から存じ上げているのですが、それがいろいろな市民生活、あるいは障がい者の生活の中で生活の支えになるものというような意味のお話だったと思います。大いに研究させていただきたいと思っております。

今のお話は、何か市の方でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

実は、市の方から、時間があればお話ししたいというお話が一つ残ってございます。もうご意見がなければ、そちらに移らせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

伊東委員 それでは、もう一つありましたね、障がい者による政策提言サポーターについてお願いします。

事務局(吉井事業計画担当係長) お手元に、障がい者による政策提言サポーターの平成19年度提言書というものをお配りしております。

皆さんもご存じかと思っておりますけれども、障がいのある方の思いや考えを同じ目線で理解して応援することができる障がいのある方がサポーターとして、ほかの障がいのある方の

意見を聞いたり、みずからのお考えなどをもとに政策提言を行うという制度でございます。平成15年に制度を発足して以来、4年が経過しました。

今回、お手元にお渡ししたものが4回目の提言書というものになりまして、2月13日に市長に提出していただいたものになります。現在、その取り組み状況についてまとめている最中でございますけれども、サポーターさんの方に現在の札幌市の考え方をちょっとお伝えして、さらに追加で意見がないかどうかをいただいているというところであります。参考になるかと思ったので、お配りさせていただきました。

取り組み状況についても、まとめ次第、また次回になると思いますが、次回の協議会でもお渡ししたいと思っております。

以上です。

伊東会長 ありがとうございます。

大体これで用意された議題は終わることになりますが、この際、きょうのご説明の中、あるいは中ではないのだけれども、この際、一言というふうなご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

## 5. 閉 会

伊東会長 それでは、本日は大変盛りだくさんで、しかも皆さんのご発言を聞いていると、5分の4ぐらいは市の方に受け取ってほしいというメッセージがつけ加わったご意見だったように思います。それらを踏まえて先ほどの市の体制の中でそういうものに対して的確に対応できるような体制づくりを期待したいものだと思います。

では、このあたりできょうの会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上